

(資料二)

平成二十五年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	1
県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県手数料条例の一部を改正する条例	3
島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	3
島根県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	3
島根県介護保険審査会条例の一部を改正する条例	4

平成25年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第124号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、災害派遣手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

災害派遣手当の支給対象職員に、大規模災害からの復興に関する法律の規定により本県に派遣された職員のうち、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する職員を追加すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第125号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、及び旅券法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法に規定する建築物に係る次の事務を江津市及び雲南市に権限移譲すること。

ア 公共的施設に係る適合証の交付

イ 特定公共的施設の新築等の届出の受理

ウ イの届出をした者に対する必要な指導及び助言

エ イの届出をしないで特定公共的施設の新築等の工事に着手した者に対する勧告及び立入調査

(2) 農地法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市に権限移譲すること。

ア 農地の転用の許可

イ 島根県農業会議の意見の聴取

	<ul style="list-style-type: none"> ウ 国又は都道府県が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県との協議 エ 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可 オ 国又は都道府県が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合の当該国又は都道府県との協議 カ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転 キ 占有者への立入調査等の通知又は公示 ク 所有者等に対する損失の補償 ケ 島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴取 コ 違反転用に対する監督処分 サ 違反転用に対する原状回復等の措置又は公告及び費用の徴収 <p>(3) 旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理</p> <p>(4) その他規定の整理</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日から施行する。ただし、2の(3)については、旅券法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>
--	---

第126号議案

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

	<p>1 提案理由</p> <p>地方税法の一部改正による地方税の延滞金に係る特例措置の見直しを踏まえ、県税外収入金の延滞金について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>当分の間、延滞金の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、納期限の翌日から1月を経過する日以降の期間にあっては特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあっては特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とすること。</p> <p>3 施行期日</p>
--	--

平成26年1月1日から施行する。

第127号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

旅券法の一部を改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料の規定を削除すること。

3 施行期日

旅券法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第128号議案

島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 提案理由

河川法の改正に伴い、流水占用料等の徴収について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 流水占用料を納付しなければならない者に、流水の占用の登録を受けた者を追加すること。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第129号議案

島根県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、島根県留置施設視察委員会の組織について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する

理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県留置施設視察委員会の委員の定数は、4人以内とすること。
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第130号議案

島根県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県介護保険審査会の組織について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数は、3人とすること。
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。